

第6 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)

1 沿革及び概要等

(1) 沿革

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の円滑な実施を図るため、法施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するために、障害者自立支援対策臨時特例交付金が、平成18年度に国から交付された。

広島県では、国からの交付を受け、県及び市町が、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図ることを目的とする事業並びに県が福祉及び介護に従事する人材を確保することを目的とする事業を実施するために必要な経費の財源に充てるため、広島県障害者自立支援特別対策事業基金を設置した。

平成23年度末で事業が終了する予定であったが、国の4次補正により基金の積増し及び平成24年度末までの延長(一部事業のみ)が決定されたため、引き続き事業を実施し、新体系移行後のソフトランディング等を支援する。

「障害者自立支援法」のポイント



(2) 概要

補助金名称	広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(障害者自立支援基盤整備事業)
制度の概要	障害者自立支援法への円滑な移行を行う必要があることから、設備基準等に適合させるための施設の改修、増築のほか、送迎用車両等の備品整備、就労継続支援事業所における工賃増加を図るための大規模生産設備整備等に要する経費を補助する。
制度の目的・趣旨	障害者自立支援法への移行等のための円滑な実施を図るため、設備基準等に対応する施設の改修、備品整備及び就労継続支援事業所における工賃増加を図るため大規模生産設備の整備を行う。
補助金を受ける要件	補助対象者 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を行っている又は行う予定の社会福祉法人、NPO法人等の法人

(3) 障害者自立支援法

当補助金が創設されたもとなる障害者自立支援法について、施行前(旧体系という、以下同じ)と、施行後(新体系という、以下同じ)について述べる。

① 障害者自立支援法(平成 17 年成立)

A 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することである(第1条)。

B 都道府県の責務

- a 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供、その他の援助を行うこと(第2条2項一号)。
- b 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと(第2条2項二号)。

- c 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと(第2条2項三号)。
- d 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと(第2条2項四号)。

C 体制の確保

国及び地方公共団体は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めなければならない(第2条4項)。

② 旧体系

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、充実が図られていたが、次のような問題点が指摘されていた。

- A 身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む)といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと。
- B サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない(地方自治体間の格差が大きい)こと。
- C 支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること。

※ ノーマライゼーション

障害のある人もない人も互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念(厚生労働省HPより)

※ 支援費制度

平成15年にスタートしたもので、利用者(障害のある人)がサービスを選択し、契約により障害者福祉サービスを利用する制度。事業者が支援費を市町村に請求し、利用者は負担額を事業者に支払う(厚生労働省HPより)

③ 新体系(平成18年スタート)

障害者自立支援法は、こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図り障害のある人々の自立を支えるために制定されたものであり、具体的な内容は次に掲げるとおりである。

- A 障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む))にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- B 障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- C サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- D 福祉の分野と雇用の分野の連携による就労支援の抜本的な強化
- E 支給決定の仕組みを透明化、明確化

※ 新体系の特徴

- ・ サービスの利用量にかかわらず所得に応じて負担額を決める仕組みから利用者の負担をサービスの利用量や所得に応じたものにする。
- ・ 障害者の就労は限られているので、利用者がサービス利用料を負担し、より自立した生活を営むことができるよう、「工賃倍増計画」に基づく障害者の就労支援を図ること。

(4) 大規模生産設備事業の内容

① 就労支援の類型

A 就労移行支援(障害者自立支援法第5条14項)

就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

B 就労継続支援(障害者自立支援法第5条15項)

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、そ

の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

a 就労継続支援A型

(障害者自立支援法施行規則第6条の10第1号)

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

b 就労継続支援B型

(障害者自立支援法施行規則第6条の10第2号)

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

c 生活介護(障害者自立支援法第5条6項)

常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

② 就労継続支援における賃金及び工賃(障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 平成 18.9.29 厚生労働省令第174号)

A 就労継続支援A型(第7章)

a 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない(第80条2項)。

b 就労継続支援A型事業者は、工賃の水準を高めるよう努めなければならない(第80条3項)。

c 雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない(第80条4項)。

B 就労継続支援B型(第8章)

- a 就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない(第87条1項)。
- b 利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、3千円を下回ってはならない(第87条2項)。
- c 就労継続支援B型事業者は、工賃の水準を高めるよう努めなければならない(第87条3項)。
- d 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない(第87条4項)。

③ 平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の執行状況について

A 大規模生産設備に対する補助の条件

- a 広島県工賃ステップアップ計画の実現に向けた「経営手法導入支援事業」を活用する就労継続支援事業所において、工賃引き上げを図るための大規模な生産設備を整備する費用につき、補助対象とする。
- b 平成23年度中に設置が完了する生産設備につき、補助対象とする。
- c 設備の設置により発生が見込まれる消耗品の購入に要する費用は補助対象外とする。
- d 補助基準額は、1事業所当たり80,000千円以内とする。
- e 既存の他の国庫補助制度で対象としている事業及び民間助成金の交付を受ける事業については、補助対象外とする。

モデル実施		工賃倍増5か年計画(19年度～23年度)					工賃向上計画(24～26年度)		
18年度	—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算	—	5億円	15億円	16億円	8億円	5億円	4億円		
	<p>工賃水準ステップアップ事業実施</p> <p>〔授産施設に経営コンサルタントを派遣し、経営改善を図るモデル事業〕</p>	<p>工賃倍増計画の各地域への事例を基に、他地域へのノウハウを提供</p> <p>〔卓会議等の場を活用し、障害者に対する企業の発注を奨励する仕組みを紹介するとともに、工賃倍増計画の内容における助言を行う〕</p>	<p>先進事例の収集を図り、広く公表する等の情報提供を実施</p>	<p>各都道府県の工賃実態等の把握</p>	<p>①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に後押し支援</p> <p>②福祉施設の受注確保に向けた取組強化</p> <p>行政刷新会議の指針を受け事業内容を見直し</p>	<p>①工賃引き上げの一環として事業の見直し等を行う事業所が多数所在する都道府県に後押し支援</p> <p>②福祉施設の受注確保に向けた取組強化</p>	<p>工賃向上計画については、各都道府県のこれまでの取組の検証を踏まえた見直しを行った上で、経営改善や商品開発、市場開拓など、工賃引き上げに資する就労継続支援B型事業所等に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を支援する</p> <p>1 基本事業(補助率 1/2)</p> <p>① 経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る 【新たに追加】</p> <p>② 技術向上 専門家(例：農業等)による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う【新たに追加】</p> <p>③ 経営コンサルタント派遣による、個別事業所の工賃引き上げの推進 【継続】</p> <p>④ 事業所職員の人材育成に関する経費 【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所職員の人材育成(スキルアップ、経営ノウハウの向上)のための研修 ・ インターネットを活用した情報提供(研修用資料、データ)に関する経費 <p>2 特別事業(補助率 10/10)</p> <p>① 共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る 【継続・拡大】</p> <p>② 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施 【継続】</p> <p>③ 事業者の経営意識の向上(未着手事業所への説明会) 【継続】</p>	<p>都道府県</p> <p>実施結果を検証し、19年度事業に反映</p>	

(5) 大規模生産設備事業を選定した理由

平成 23 年度末までに実施する障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業は項目により分類すると次の 4 種類であり、事業は 29 種類である（東日本大震災に係る障害福祉サービス等の復興を図る措置を除く）。

(単位:千円)

項 目	H23 当初	割 合
A 事業者に対する運営の安定化等を図る措置(7 事業)	766,429	25.1%
B 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置(15 事業)	829,361	27.2%
C 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置(6 事業)	174,282	5.7%
D 福祉・介護人材の処遇改善事業(1 事業)	1,279,795	42.0%
総 事 業 費	3,049,867	100.0%

これらの項目のうち、A 事業者に対する運営の安定化等を図る措置については、日額方式の導入に伴う事業者の収入減に対する助成が 400,343,000 円であり、費用の 52.2%を占めている。この助成金は広島県から国保連等にまとめて支払われているため、明細は不明である。

また、C 福祉・介護人材の処遇改善事業については、介護職員等の処遇改善を図るために、介護職員等の処遇改善に取り組む事業者に対する助成であり、広島県から国保連等にまとめて支払われているため、明細は不明である。

B 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置の事業は、15 種類と多岐にわたっている。そのうち、障害者自立支援基盤整備事業への助成は、484,243,000 円であり、費用の 58.3%を占めている。この事業は、既存施設が新体系移行するに際して必要となる改修費等への助成(施設の定員により一律の金額を助成:24 施設, 195,720,000 円(交付決定額)), 事務所の開設支援を行う開設準備経費のほか、就労継続支援事業者に対する大規模な生産設備の整備を推進するための助成(上限 80,000,000 円:6 施設, 268,727,000 円(交付決定額))に分かれている。この補助金の交付金額総額は、平成 23 年度 268,727,000 円、平成 22 年度 78,915,000 円、平成 21 年度 161,198,000 円である。

就労支援が新法の大きな柱のひとつであること、補助金額が 80,000,000 円以内と大きいことから、就労継続支援事業所において、工賃引き上げを図るための大規模な生産設備の整備に要する経費に対する補助金に焦点を当て監査を行うこととした。

2 社会福祉法人 爽裕会 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 21 年度広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

障害者支援事業所 松賀苑

② 所在地

広島県東広島市西条町御菌宇 5894 番地 1

③ 施設の種類

障害者支援事業所及び福祉ホーム

④ 設置主体

社会福祉法人 爽裕会

⑤ 入所定員

就労移行支援	10 名
就労継続支援事業B型	30 名
生活介護	8 名
福祉ホーム	10 名

⑥ 補助金の対象

印刷機械一式(カラーオンデマンドパブリッシングシステム)

(3) 受取補助金

平成 21 年度 17,220,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・平成 21 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)整備計画協議書
- ・平成 21 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金交付申請書

- ・平成21年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金実績報告書
- ・大規模生産設備整備(以下、事業という)に関する評議員会、理事会議事録
- ・施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・事業に関する会計記録
- ・事業に関する販売契約書及び支払い関係資料
- ・事業に関する見積書、納品書及び請求書
- ・事業に関する作業報告書
- ・事業に関する検収調書
- ・消費税及び地方消費税の確定申告書及び添付書類

② 監査の実施状況

平成24年9月24日、社会福祉法人 爽裕会に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成21年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

障害者支援事業所 松賀苑に関する広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)に対する補助金の執行状況等について、以下の指摘事項について改善の必要がある。

① 大規模生産設備補助金確定までの経緯

日 付	内 容
平成21年10月13日	平成21年度広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(県分)の協議等(通知)
平成21年11月11日	整備計画協議書 爽裕会より東広島市役所に提出 【添付書類】 協議額総括表、整備計画理由書、整備協議額内訳書、見積書(3者)の写し
平成21年11月20日	上記整備計画協議書が東広島市役所を經由して県に提出される。

平成 21 年 12 月 22 日	平成 21 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の内示(通知) 施設の種別及び名称 : 障害福祉サービス 事業所「松賀苑」 整備区分 : 大規模生産設備整備 補助基本額等 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>品目等</td> <td>印刷機械一式</td> </tr> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td> <td>17,325,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>100,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助基本額</td> <td>17,325,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助予定額</td> <td>17,325,000 円</td> </tr> </table>	品目等	印刷機械一式	対象経費の実支出(予定)額	17,325,000 円	補助基準額	100,000,000 円	補助基本額	17,325,000 円	補助予定額	17,325,000 円
品目等	印刷機械一式										
対象経費の実支出(予定)額	17,325,000 円										
補助基準額	100,000,000 円										
補助基本額	17,325,000 円										
補助予定額	17,325,000 円										
平成 22 年 3 月 30 日	補助金交付決定 交付金額 17,220,000 円										
平成 22 年 4 月 2 日	補助金実績報告書 爽裕会より提出 【添付書類】 補助金実績報告書, 整備実績額内訳書, 物品 売買契約書の写し, 納品書の写し, 検収調書の 写し, 工程写真の写し										
平成 22 年 4 月 20 日	補助金額確定 確定額 17,220,000 円										
平成 22 年 4 月 30 日	補助金 社会福祉法人爽裕会の口座に入金										
平成 22 年 4 月 30 日	請負業者へ機器代金 17,220,000 円支払										

② 申請時の見積書

申請時の提出書類に 3 者の見積書の写しが添付されているが、見積書には、いずれも業者により年月日が記載されている。

③ 経営手法導入支援事業

(福)爽裕会は、平成 21 年度において経営手法導入支援を受けている。経営手法導入支援事業の要領及び実施状況は、次のとおりである。

A 経営手法導入支援事業の要領

経営分析	経営コンサルタントを障害者就労支援事業所(以下「事業所」という。)へ派遣し、専門的見地からの経営分析により授産活動の見直しを支援する。
経営改善方策の提言	派遣先の事業所が工賃引上げを図るために行う販路拡大、新たな製品開発及び大規模な生産設備整備等に関する経営的な分析を行う。
派遣先事業所での現地指導	派遣先事業所が経営分析結果を理解し、経営改善方策を実行に移すことを支援するため、現地における指導を行う。
派遣回数	経営コンサルタントを毎月1回～2回現地に派遣し、指導等を行う。
現地指導内容等の報告	広島県が事業所に派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行う。

B 経営手法導入支援事業の実施状況

- a 経営コンサルタントの訪問回数について爽裕会の担当者に尋ねたところ、1回であったとの回答を得た(県の担当者から入手した資料によると3回であった)。
- b 広島県に対する報告について、県の担当者に確認したところ、初回のみ書面で報告を受けているが、あとはメールのほか、電話、対面によるやりとりであり、その都度の書面は残っていないとのことであった。
- c 最終的な書面には、経営理念、事業コンセプト、内部環境、外部環境及び成長の方向性等に関する事項がまとめて記載されている。また、平成20年度、21年度及び22年度の3年間の収支計画表が添付されている。人件費については、印刷部門の工賃金額は、各年度ともに記載されていない。

④ 設置・据付の状況

- A 機器設置は、平成22年2月9日(火)に実施している。
- B 設置据付作業の施工写真について撮影日を確認したところ、上記設置日である事実を確認した。
- C 工場内において機器の現物確認を行ったところ、設置機器は当該補助金対象の機器であることが確認された。なお、同施設が物品管理を行う機器ごとに貼付しているシールの貼付はなされていなかった。

⑤ 広島県職員の検査

当補助金 17,220,000 円に対する広島県の実地検査は行われていない。

⑥ 賃金等

広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)は、障害者自立支援法の施行に伴う「工賃倍増計画」に基づいて執行されたものである。当事業所は、就労継続支援事業B型であり、就労支援事業は、印刷事業、委託作業及び菜園作業の3分野である。平成21年度に導入された大規模生産設備は印刷機械一式であるので、印刷事業に関する工賃につき監査を行った。その結果は、次のとおりである。

工賃支給規程	工賃支給要綱(平成20年7月1日改正)によれば、第5条(基本) 基本給=1時間当たり70円×1ヶ月操作業時間数 現在も同額であり、単価は増加していない。
工賃実績報告	広島県への工賃(賃金)実績報告については、毎年行われている。支払対象者(延)と工賃年額から平均月工賃額を報告し、目標工賃も記入している。 それによれば、表のとおり、 平成21年度 17,432円 平成22年度 17,495円 平成23年度 16,261円 と減少している。 来期目標も、 平成21年度 18,614円 平成22年度 17,600円 平成23年度 17,600円 と伸びていない。

<p>工賃評価表</p>	<p>工賃は、工賃評価表の単価×時間数で支給される(別に特殊手当の支給を受ける者は全体で2名いる)。 工賃評価点数を、平成22年3月、平成23年3月、平成24年3月及び平成24年8月と比較してみると、習熟度向上により増加した者もいるが、逆に減少した者が4名いた。評価点数が低下すれば、工賃は減少することになる。</p>																																				
<p>給与実額の比較</p>	<p>① 障害者の工賃の状況</p> <p>平成21年1月から平成23年12月まで在籍した者8人の支給総額は、下表のとおりであり、平成21年の1,272,994円に比し、平成23年は1,208,007円に減少している。</p> <table border="1" data-bbox="627 875 1364 1055"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8人分の 総支給額</td> <td>1,272,994円</td> <td>1,123,467円</td> <td>1,208,007円</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>100%</td> <td>88.25%</td> <td>94.89%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 印刷業務に従事する職員(職業指導員)の給与の状況</p> <p>平成21年1月から平成23年12月まで勤務していた3名の給与額は、下表のとおりであり、平成21年に比し、平成23年は800,105円(3名分)増加している。</p> <table border="1" data-bbox="627 1368 1364 1547"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人分の 総支給額</td> <td>8,405,068円</td> <td>9,179,382円</td> <td>9,205,173円</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>100%</td> <td>109.21%</td> <td>109.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 事務長、サービス管理責任者の計2人分の給与の状況</p> <p>平成21年1月から平成23年12月まで勤務した2名の給与額は、下表のとおりであり、平成23年は、平成21年に比し791,260円(2名分)増加している。</p> <table border="1" data-bbox="627 1816 1364 1995"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人分の 総支給額</td> <td>8,272,218円</td> <td>8,836,910円</td> <td>9,063,448円</td> </tr> <tr> <td>比率</td> <td>100%</td> <td>106.83%</td> <td>109.56%</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成21年	平成22年	平成23年	8人分の 総支給額	1,272,994円	1,123,467円	1,208,007円	比率	100%	88.25%	94.89%	年	平成21年	平成22年	平成23年	3人分の 総支給額	8,405,068円	9,179,382円	9,205,173円	比率	100%	109.21%	109.52%	年	平成21年	平成22年	平成23年	2人分の 総支給額	8,272,218円	8,836,910円	9,063,448円	比率	100%	106.83%	109.56%
年	平成21年	平成22年	平成23年																																		
8人分の 総支給額	1,272,994円	1,123,467円	1,208,007円																																		
比率	100%	88.25%	94.89%																																		
年	平成21年	平成22年	平成23年																																		
3人分の 総支給額	8,405,068円	9,179,382円	9,205,173円																																		
比率	100%	109.21%	109.52%																																		
年	平成21年	平成22年	平成23年																																		
2人分の 総支給額	8,272,218円	8,836,910円	9,063,448円																																		
比率	100%	106.83%	109.56%																																		

⑦ 消費税及び地方消費税の申告書

補助金を原資として生産設備を取得し、消費税の還付を受けている場合は、還付金相当額を広島県に返還させるべきであるが、当社会福祉法人は簡易課税制度を選択しており、消費税の還付を受けていないので、問題は認められない。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 大規模生産設備導入の効果

印刷機械一式(カラーオンデマンドパブリッシングシステム)を導入したことにより、カラー印刷が効率よく実施できるようになったが、2年経過した現在も売上高は伸びず、飛躍的な導入の効果は見られない。

導入効果を上げるためには、営業力を強化し、より積極的な受注活動を行う必要がある。

② 作業者の工賃

平成20年改正の工賃支給要綱によると、基本給は、1時間当たり70円×1ヶ月操作作業時間数となっており、平成24年9月24日の監査日現在も同額であり、単価は増加していない。そのため、整備計画理由書に掲げる平成24年度における75パーセント向上は達成されていない。前述の監査結果によると、大型生産設備を導入したものの、障害者の工賃は、増加するどころか減少している。

それに比し、印刷業務に従事する職員(職業指導員)3名の給与、事務長及びサービス管理責任者2名の給与は、平成21年度の総支給額に対して平成22年度及び23年度ともに増加している。

工賃に関しては、当補助金は有用なものであったとは認められない。

また、利用者(障害者)の昼食代について、1食230円(650円から補助額420円を差し引いた金額)が調整手当として工賃に加算され(たとえば、工賃が月額12,000円であり20日通所した場合昼食代の4,600円が加算され16,600円となる)、その昼食代が差し引かれて工賃が支給される形がとられているため、昼食代分が工賃に加算されていることになる。この昼食代は、本来、工賃ではなく、税務上も福利厚生費として計上されるべき性格のものである。

障害者自立支援法の目的に沿うよう工賃の基本給を見直し、増額すべきである。

③ 経営手法導入支援事業の効果測定

経営分析結果に営業力の不足及び利用者(障害者)の技術不足等が、問題点として挙げられている。昨今の経済情勢や利用者の状況から、改善は困難な状況であるが、このような状況下でも、経営計画の見直し及び改善を図るべきである。

広島県は、大規模生産設備導入後、経営計画に基づく工賃の増加が実現しているか否かの効果測定を実施していないので、経営指導を行うだけでなく、効果の測定方法を策定し、実施すべきである。

④ 広島県による実地検査

大規模生産設備設置(事業)が完了した時点において、広島県の実地検査は行われていない。指定された年度内に事業が完了したことを確認するために、広島県による実地検査が行われるべきである。

3 社会福祉法人 優輝福祉会 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 23 年度広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

社会福祉法人 優輝福祉会 (法人本部)
「みず幸場」水充填ライン設備

② 所在地

広島県庄原市総領町中領家 476 番地

③ 施設の種類

特別養護老人ホーム, 老人短期入所事業, 老人デイサービス事業, 老人居宅介護等事業, 老人介護支援センター及び障害福祉サービス事業

④ 入所定員

特別養護老人ホーム	50 名
老人短期入所事業	8 名
老人デイサービス事業	20 名
老人居宅介護等事業	
老人介護支援センター	
障害福祉サービス事業	

(3) 受取補助金

80,000,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)整備計画協議書
- ・平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金交付申請書

- ・平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金実績報告書
- ・大規模生産設備整備(以下、事業という)に関する理事会議事録
- ・施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・事業に関する会計記録及び平成23年度決算書
- ・事業に関する請負契約書及び支払い関係資料
- ・事業に関する作業終了報告書
- ・事業に関する検査調書

② 監査の実施状況

平成24年7月24日及び25日に社会福祉法人 優輝福社会(法人本部)に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、平成23年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

監査の対象とした大規模生産設備の名称:水充填ライン設備の整備

① 大規模生産設備補助金確定までの経緯

日付	内容
平成23年4月	平成23年度広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(県分)の協議等(通知)
平成23年4月30日	整備計画協議書 優輝福社会より庄原市役所に提出 【添付書類】 協議額総括表, 整備計画理由書, 整備協議額内訳書及び見積書(3者)の写し
平成23年6月10日	整備計画協議書 庄原市役所を経由して県に提出

平成 23 年 11 月 29 日	<p>平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の内示(通知)</p> <p>施設の種別及び名称 : 就労継続支援B型 「障害者多機能型 事業所みとう温泉」</p> <p>整備区分 : 大規模生産設備整備 補助基本額等</p> <table border="1" data-bbox="730 629 1362 913"> <tr> <td>品 目 等</td> <td>水充填ライン 設備一式</td> </tr> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td> <td>103,267,500 円</td> </tr> <tr> <td>補 助 基 準 額</td> <td>80,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>補 助 基 本 額</td> <td>80,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>補 助 予 定 額</td> <td>80,000,000 円</td> </tr> </table>	品 目 等	水充填ライン 設備一式	対象経費の実支出(予定)額	103,267,500 円	補 助 基 準 額	80,000,000 円	補 助 基 本 額	80,000,000 円	補 助 予 定 額	80,000,000 円
品 目 等	水充填ライン 設備一式										
対象経費の実支出(予定)額	103,267,500 円										
補 助 基 準 額	80,000,000 円										
補 助 基 本 額	80,000,000 円										
補 助 予 定 額	80,000,000 円										
平成 24 年 3 月 29 日	<p>補助金交付決定</p> <p>交付金額 80,000,000 円</p>										
平成 24 年 4 月 9 日	<p>補助金実績報告書 優輝福祉会より提出 【添付書類】</p> <p>補助金実績報告書, 整備実績額内訳書, 請負契約書の写し, 納品書の写し, 検査調書の写し, 写真の写し及び請求書の写し</p>										
平成 24 年 4 月 27 日	<p>補助金額確定</p> <p>確定額 80,000,000 円</p>										
平成 24 年 5 月 18 日	<p>補 助 金 (福)優輝福祉会の口座に入金</p>										
平成 24 年 5 月 25 日	<p>請負業者へ設備代金 93,450,000 円支払</p>										

② 協議時の見積書等

A 協議時の提出書類には、落札業者である三光電業(株)、相見積り先の(株) A, B(有)3 者発行の見積書の写しが添付されているが、見積書には、いずれも月日が記載されていない。県の担当者に月日の記載がないことについて質問したところ、再度使えるようにするため空欄となっている旨の説明を受けたが、見積り業者が日付を入れて見積書を発行するべきである。

- B 三光電業(株)の見積書の備考欄に「見積仕様書 ID〇〇〇〇(番号記載)(2011年5月20日)と記載されている。この見積書は、県の担当者に質問したところによると、平成23年4月30日に市役所に提出された書類に添付されているはずであることから、市役所に提出されたのは平成23年5月20日以降である可能性がある。
- C 三光電業(株)の代表取締役は、B(有)の取締役を兼任している。
- D 三光電業(株)の見積書とB(有)の見積書はフロントと金額(差額 1,400,000円)が異なるのみであり、レイアウトが一致している。
- E 三光電業(株)は、(株)Aの取引先である。
- F 協議時の設備レイアウト図における客先名の欄には(福)優輝福社会ではなく、別の社会福祉法人の名称が記載されている。
- G 当該設備整備に関する稟議書あるいは議事録の提示を依頼したところ、平成23年8月4日開催の理事会議事録に、申請書を提出した旨の報告が記載されているのみであった。

③ 経営手法導入支援事業

(福)優輝福社会は、平成23年度において経営手法導入支援を受けている。この支援事業の要領は、次のとおりである。

A 経営手法導入支援事業の要領

経営分析	経営コンサルタントを障害者就労支援事業所(以下「事業所」という)へ派遣し、専門的見地からの経営分析により授産活動の見直しを支援する。
経営改善方策の提言	派遣先の事業所が工賃引上げを図るために行う販路拡大、新たな製品開発及び大規模な生産設備整備等に関する経営的な分析を行う。
派遣先事業所での現地指導	派遣先事業所が経営分析結果を理解し、経営改善方策を実行に移すことを支援するため、現地における指導を行う。
派遣回数	経営コンサルタントを毎月1回～2回現地に派遣し、指導等を行う。

<p>現地指導内容等の報告</p>	<p>広島県が事業所に派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行う。</p>
-------------------	--

B 経営手法導入支援の実施状況

- a 平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までの間の訪問指導回数は 4 回である。
- b 広島県への報告について、県の担当者に確認したところ、初回のみ書面で報告を受けているが、あとはメールのほか、電話、対面によるやりとりであり、その都度の書面は残っていないとのことであった。これは、要領に従っていないことを示すものである。
- c 最終的な書面には、経営理念、事業コンセプト、内部環境、外部環境、成長の方向性等に関する事項がまとめて記載されている。また、5 年間の収支計画表が添付されている。

④ 設置・据付・試運転の状況

A 水充填装置は、澁谷工業株式会社(本社 金沢市)の製作によるものであるが、製造機械(リンサ、フィラ及びキャップ)の製造年月をプレートで確認したところ 2012 年 4 月であった。ボイラ、原水タンク及びプレートヒーターの搬入・据付の日付については確認することができなかった。



- B 正式な見積書の日付は、2011年12月28日となっており、当初見積り時よりも4,500,000円の値引きが行われている。
- C 製作仕様打合せ補足資料は、2012年3月14日の日付となっている。
- D 仕様書には、製作仕様書、機器配置図、機器外観図、電気関係図、工程表、打合せ議事録及び試運転資材依頼書を提出することとなっている。設置日に関連する工程表の提示を依頼したが、提示はなかった。
- E 設備整備にあたっての窓口となる担当者について質問したところ、発注者側は理事長であるとの回答を得たが、請負業者側の担当者については回答がなく不明である。
- F 県からの通知によれば、施工前、施工中及び施工後の写真を撮影しておくこととされているが、完成後の写真があるのみで、撮影日の記載された写真の提示はなかった。
- G 納入メーカー側が作成した作業終了報告書に搬入、据付及び試運転の記録が記載されており、それ以外には設置過程がわかる書類の提示は受けなかった。その作業終了報告書によると、搬入、据付及び試運転が行われた年月日は次のとおりである。
- a 作業終了報告書(シブヤマシナリー株式会社 津幡工場 製作課 行長高裕氏作成)によれば、
- 客先入門日 2012年4月17日 8:20
作業終了 2012年5月2日
- 作業実施内容は、フィラ、キャップ、パーツフィーダ、ボトルコンベヤの搬入、据付及び調整などである。
生産立ち合いについては、5月1日、5月2日で500ml、2000ml 各300本良好と記録されている。
- b 作業終了報告書(シブヤマシナリー株式会社 七尾工場 製造部 製作課 I 係 西田義教氏作成)によれば、
- 客先入門日 H24年4月20日 8:20
作業終了 H24年5月2日
- 作業実施内容は、リンサ本機据付、復元工事、試運転及び生産立会いなどである。
- H 製造設備運転手順書の日付は、平成24年5月2日となっている。

I 広島県に対する報告

広島県に対する報告によれば、平成24年3月30日取得として報告されている。庄原税務署長への提出書類である「公益法人等の損益計算書等の提出書」の事業活動収支計算書・資金収支計算書も平成24年3月30日取得として作成されている。前述の新規据付及び生産立会いの報告書によれば、同作業終了は平成24年5月2日であり、広島県北部保健所長による営業許可年月日は平成24年6月6日であり、広島県に対する報告は、事実と相違するものである。

J 広島県職員の検査

当補助金80,000,000円に対する広島県の実地検査は、行われていない。

K 機器の設置に関する理事長に対する事実確認

工場で保管していた作業終了報告書によると、フィラ、キャップ、パーツフィーダ及びボトルコンベヤの搬入、据付及び試運転調整は平成24年4月17日以降の、リンサ本機据付、復元工事及び試運転・生産立会いは平成24年4月20日以降の作業となっており、設備全体の据付完了が年度末である平成24年3月末日までに終了していない事実が判明したため、次の項目について、理事長に対し事実確認を行った(人物名は伏せてある)。

問1	設備の搬入及び据付など、作業工程が判る資料はないか。
答	建築工事等であれば工程表のようなものがあるかもしれないが、設備関係の仕事なのでない。
問2	納品書を見ると、設備を構成する単体の品名記載(例えばリンサ、フィラ、キャップ及び水充填製造設備など)があるが、すべて一体をなすものか。
答	設備が正常に稼働するには、リンサ、フィラ、キャップ及び水充填製造設備などの各単体の配管接続が当然必要であり、それにより水の製造装置として機能するものである。
問3	平成24年3月30日に設置完了したとして、県に対し検査調書を提出しているが、間違いはないか。
答	間違いはない。
問4	完了とは何がどう完了した状態か。
答	機器等がすべて据え付けられた状態である。

問5	ここに、工場で保存されていた作業終了報告書があるが、これは誰が作成したものか。
答	設置業者であるシブヤマシナリー株式会社の担当者が作成したものである。
問6	同作業終了報告書には検印(お認め印)欄があり、担当者が署名しているが、貴法人の職員か。また、署名はどのような意味があるのか。
答	〇〇(担当者名)は当法人の職員で現場を監理していた者である。同報告書は、設置業者が作成したものについて、当該職員がその作業内容を確認したものである。
問7	この作業終了報告書に、リンサ、フィラ、キャップ等搬入・据付・試運転調整と記載されているが、リンサ、フィラ及びキャップ等は、当該設備を構成する機器の一部ではないのか。
答	先ほど申し上げたように、各機器が接続されて初めて、一体のものとして機能することになる。
問8	そうすると、この作業終了報告書は、装置の一部を構成するリンサ、フィラ及びキャップ等の据付・搬入作業を記載したものであり、平成24年3月30日の時点では補助金対象の設備の設置が完了していないことになるがどうか
答	私としては完了しているとの認識であった。
問9	繰返しの質問になるが、理事長のいう完了とは、何がどう完了したのか。
答	設備のすべてが搬入設置されている状態である。
問10	再度質問するが、設備の設置完了及び試運転調整は平成24年5月2日であり、年度末までに業者の作業が完了しておらず、引渡を受けた事実が認められないがどうか。
答	私としては、完了しているという認識です。

L 当該補助金交付の違法性

広島県(健康福祉局 障害者支援課長)は、平成23年12月9日付で各関係法人代表者宛、執行について通達している。

関係するところを抜粋すると次のとおりである。

[事業の執行について]

- ・ 事業を来年度に繰越して行うことはできません。

[契約等について]

- ・ 事業完了後の実績報告による精算払です。

[事業の管理]

- ・ 事業執行前、執行中、完了後など、随時、写真撮影し、記録してください。

また、主な添付書類として、整備前後の写真(全景、設備ごとの写真)の提出が必要とされている。

(福)優輝福祉会は、事業を平成24年5月2日に完成させ、事業執行前及び執行中の写真の添付もしていない。この点について、監査人が法人責任者に質したところ、写真は撮影していないとの回答を得た。

以上のとおり、当補助金は、交付要件を満たしていない事業に交付されており、違法といわざるを得ない。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 見積書

A 上述の監査の結果にみられるように、3者ともに何らかの関連があるのは不自然である。また、県からの通知は平成23年4月中旬、整備計画協議書提出期限は平成23年5月23日と添付書類を準備する期間は約1ヵ月しかない。理事長は、見積り業者に会わないまま書類を提出している。施設の経理規定に反していないとしても、県は準備期間を十分に設けるとともに、補助の目的を達成する見込みがあるか、見積りに不自然な点はないか検討すべきである。

B 80,000,000円という多額の補助を受けて大規模な設備を導入するのであるから、申請前に理事会、評議員会に諮り、申請を決定すべきであったと思われる。

② 経営手法導入支援事業の適正な実施

A 経営コンサルタント訪問時には、施設の担当者が参加し、最終的に経営分析シートや収支計画が作成されている。収支計画については、施設の担当者の考えが反映されていると施設側担当者より説明を受けたが、今回新たに導入する水の事業については、5年後の工賃が25年3月の月10,000円から月60,000円へと6倍になっている。サンプルとして抽出した障害者の平成22年、23年及び24年の工賃に変化は見ら

れないので、6倍という金額設定には無理があるのではないかとと思われる。

- B 県の要領では、経営コンサルタントの訪問回数は毎月1回～2回となっているが、当該施設への訪問は通算4回であり、少ないと思われる。
- C 現地指導内容等の報告は、その都度書面で広島県に行くこととされているが、その報告がなされていない。最終的な書面では、訪問時にどのような指導が行われたかが把握できないので、経営コンサルタントに書面による提出を求めるべきである。

③ 設備機器の取得年月

- A 上述の監査の結果に記載しているとおおり、納入メーカー側が作成した作業報告書によると、主要な機器の搬入、据付、試運転は平成24年4月1日以降である。これ以外に書類がないことから、「23年度中に設置が完了する」という補助の条件を満たしていないこととなり、補助金の受け取りは不正な行為であると認められる。
- B 保健所の営業許可年月日は平成24年6月6日であることから、この日が供用開始日である。会計上は、平成24年3月30日付で、補助金が未収入金として、設備が機械装置として計上されている。また、減価償却費も平成24年3月分が計上されているが、これらの処理は誤りであり、平成24年6月より減価償却を行うべきである。
- C 県は、80,000,000円という多額の補助金交付の妥当性を確認するため年度末までに設置が完了しているか、現地確認を行うべきであった。
- D 正式な見積りの日付は平成23年12月28日であり、平成23年度中に大規模な設備を設置するにはスケジュール的に無理があったのではないだろうか。これは、補助金の内示が平成23年11月29日に行われていることと関連があると思われる。施設側では、補助金の内示がなければ具体的に整備を進めることは難しい。協議書提出から補助金の内示までは約半年、内示から設置完了までは約3ヶ月と短い期間である。この期間の見直しを図るべきである。

4 社会福祉法人 清風会 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 23 年度広島県障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

社会福祉法人 清風会
「みつや工場」クリーニング機器一式

② 所在地

広島県安芸高田市吉田町竹原 967

③ 施設の種類

就労継続支援A型, 就労継続支援B型, 自立訓練(生活訓練), 授産施設(入所・通所), 身体障害者療護施設, 知的障害者更生施設, 障害者ショートステイ, 生活介護事業, 地域移行型ホーム, 相談支援事業, 障害者グループホーム, 福祉ホーム及び診療所

④ 入所定員

就労継続支援事業A型	150 名
就労継続支援事業B型	120 名
B型・施設入所支援	130 名
生活介護事業	18 名
生活介護事業・施設入所支援	130 名
障害者ショートステイ	16 名
地域移行型ホーム	80 名
障害者グループホーム	56 名
福祉ホーム	30 名
特別養護老人ホーム	50 名
老人短期入所施設	10 名
老人デイサービスセンター	20 名
居宅介護支援事業所	
診療所	
相談支援事業	

(3) 受取補助金

49,350,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)整備計画協議書
- ・平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金交付申請書
- ・平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金実績報告書
- ・大規模生産設備整備(以下, 事業)に関する評議員会, 理事会議事録
- ・施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・事業に関する会計記録
- ・事業に関する物品販売契約書及び支払い関係資料
- ・事業に関する見積書, 納品書及び請求書
- ・事業に関する作業報告書
- ・事業に関する検収調書
- ・消費税及び地方消費税の確定申告書及び添付書類

② 監査の実施状況

平成 24 年 8 月 23 日, (福)清風会(法人本部)に臨場の上, 提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて, 平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

監査の対象とした大規模生産設備の名称:クリーニング機器の整備

① 大規模生産設備補助金確定までの経緯

日 付	内 容
平成 23 年 4 月	平成 23 年度広島県障害者自立支援特別対策事業補助金(県分)の協議等(通知)

第6 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金

平成 23 年 5 月 23 日	<p>整備計画協議書 清風会より安芸高田市役所に提出</p> <p>【添付書類】 協議額総括表，整備計画理由書，整備協議額内訳書及び見積書（3 者）の写し</p>										
平成 23 年 5 月 25 日	<p>整備計画協議書 安芸高田市役所を經由して県に提出</p>										
平成 23 年 11 月 29 日	<p>平成 23 年度障害者自立支援特別対策事業(障害者自立支援基盤整備事業)補助金の内示(通知)</p> <p>施設の種別及び名称：就労継続支援 A 型 「清風会みつや工場」</p> <p>整備区分：大規模生産設備整備補助基本額等</p> <table border="1" data-bbox="730 958 1361 1245"> <thead> <tr> <th>品 目 等</th> <th>クリーニング 機器一式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td> <td>49,600,950 円</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>80,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助基本額</td> <td>49,600,950 円</td> </tr> <tr> <td>補助予定額</td> <td>49,600,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	品 目 等	クリーニング 機器一式	対象経費の実支出(予定)額	49,600,950 円	補助基準額	80,000,000 円	補助基本額	49,600,950 円	補助予定額	49,600,000 円
品 目 等	クリーニング 機器一式										
対象経費の実支出(予定)額	49,600,950 円										
補助基準額	80,000,000 円										
補助基本額	49,600,950 円										
補助予定額	49,600,000 円										
平成 24 年 3 月 29 日	<p>補助金交付決定 交付金額 49,350,000 円</p>										
平成 24 年 4 月 6 日	<p>請負業者へ機器代金 49,350,000 円の支払</p>										
平成 24 年 4 月 11 日	<p>補助金実績報告書 清風会より提出</p> <p>【添付書類】 補助金実績報告書，整備実績額内訳書，物品売買契約書の写し，納品書の写し，検収調書の写し及び工程写真の写し</p>										
平成 24 年 4 月 27 日	<p>補助金額確定 確定額 49,350,000 円</p>										
平成 24 年 5 月 18 日	<p>補助金 (福)清風会の口座に入金</p>										

② 協議書提出時の見積書

協議書提出時の書類に3者の見積書の写しが添付されているが、見積書にはいずれも業者により年月日が記載されている。

③ 経営手法導入支援事業

(福)清風会は、平成22年度において経営手法導入支援を受けている。この支援事業の要領は、次のとおりである。

A 経営手法導入支援事業の要領

経営分析	経営コンサルタントを障害者就労支援事業所(以下「事業所」という)へ派遣し、専門的見地からの経営分析により授産活動の見直しを支援する。
経営改善方策の提言	派遣先の事業所が工賃引上げを図るために行う販路拡大、新たな製品開発及び大規模な生産設備整備等に関する経営的な分析を行う。
派遣先事業所での現地指導	派遣先事業所が経営分析結果を理解し、経営改善方策を実行に移すことを支援するため、現地における指導を行う。
派遣回数	経営コンサルタントを毎月1回～2回現地に派遣し、指導等を行う。
現地指導内容等の報告	広島県が事業所に派遣する経営コンサルタントは、派遣先事業所に関する経営分析結果、経営改善方策及び現地指導の内容について、その都度書面により広島県に報告を行う。

B 経営手法導入支援の実施状況

- a 経営コンサルタントの訪問回数について清風会の担当者に尋ねたところ、3回～4回であったとの回答を得た。
- b 広島県に対する報告について、県の担当者に確認したところ、初回のみ書面で報告を受けているが、あとはメールのほか、電話、対面によるやりとりであり、その都度の書面は残っていないとのことであった。

c 最終的な書面には、経営理念、事業コンセプト、内部環境、外部環境及び成長の方向性等に関する事項がまとめて記載されている。また、3年間の収支計画表が添付されている。

経営手法導入支援を受けたのは平成22年度であるので、平成23年度に導入された大規模生産設備に係る収支計画は提出されていないが、指導に基づいて新たな市場開拓が行われている。

④ 設置・据付・試運転の状況

A 機械装置は、平成24年3月9日(金)及び10日(土)の2日間に実施している。

B カレンダーロールについて、検収合格通知書及び試運転報告書を西暦2012(平成24)年3月20日付で受領している。

C コンベアー及び浴衣フォルダーについて、検収合格通知書を西暦2012(平成24)年3月29日付で受領している。

D 設置据付作業の施工写真についてデジタルカメラの撮影日時を確認したところ、上記Aのとおり、3月9日金曜日の16時28分から既設機械の撤去作業を開始し、翌日3月10日15時42分に新設機器の据付作業が完了している事実を確認した。

E 工場内において機器の現物確認を行ったところ、機器の製造年月を示すプレートはいずれも「平成24年3月」と表示されていた。

⑤ 広島県職員の検査

当補助金49,350,000円に対する広島県の実地検査は行われていない。

⑥ 賃金等

当工場は、就労継続支援事業A型である。対象者全員に対して、最低賃金額以上の給与が支払われ、全員が社会保険及び雇用保険に加入している。

平成21年度から平成23年度までの賃金について6名分を追跡したところ、6名全員について毎年昇給していることが確認できた。賞与も年2回、査定に基づいて対象者全員に支給されている。

⑦ 消費税及び地方消費税の申告書

申告書の作成にあたり、特定収入割合の計算が行われていることを確認した。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 大規模生産設備更新の効果

当会はクリーニング機器の更新を平成24年3月に行っている。機械は3月10日及び11日に設置し、3月20日及び29日に検収している。

生産日報によれば、設備の更新前はゆかたの場合、3月1日から9日までは1日当たり2,195枚であり、更新後の7月には1日当たり約2,710枚と大幅に生産性が向上している。約23.5%の上昇である。

これは、旧機械を約13年の長きにわたり使用してきたことにより不良品が多かったものが、新機械の導入により大幅に生産性が向上した結果である。

当設備の更新は、誠に時宜にかなったものであった。

② 従業員の給与増額

従業員(施設を利用する者)6名を抽出して、平成21年度から平成23年度までについて給与実態を調査した。基本給の昇給は毎年4月であり、給与規程に基づいて昇給する。6名とも平成22年度及び平成23年度ともに昇給している。

整備計画理由書に掲げる毎年の定期昇給は、実施されており、今後も継続して実施されると思われる。

当補助金は有用なものであったと言えるであろう。

③ 経営手法導入支援事業と効果測定

平成23年度の大規模生産設備に関する収支計画は作成されていないが、経営指導に基づいて実際に新規の市場を開拓していることは工賃の増加につながるものと評価できる。

県は、大規模生産設備導入後、経営計画に基づく工賃の増加が実現しているか否かの効果測定を実施していないので、経営指導を行うだけでなく、効果の測定方法を策定し、実施すべきであろう。

④ 県による実地検査

大規模生産設備設置(事業)が完了した時点において、県の実地検査は行われていない。指定された年度内に事業が完了したことを確認するために県による実地検査が行われるべきである。

5 書面に基づく監査報告書

(1) 監査の対象

平成21年度から23年度までにおける障害者自立支援基盤整備事業による大規模生産設備に対する補助金交付件数の合計は15件であり、そのうち厨房機器一式やパン製造機器一式を内容とするものは5件で全体の33%を占めている。

設備の内容に共通点が多いが、実際に導入された設備の内容に差異が見受けられることから資料の提示を求め、監査を行った。

(2) 施設の名称と受取補助金

厨房機器一式やパン製造機器一式を内容とする補助金について、交付を受けた施設の名称と受取補助金は次の表のとおりである。

(単位:円)

年度	法人名 (事業所名)	施設種別	利用 定員	品目等	総事業費	交付決定額
21	(福)おおの福祉会 (ワークハウスアタージォ)	就労継続支援B 型・生活介護	10	厨房機器一 式	16,642,500	16,642,000
21	(福)ひとは福祉会 (就労センターあつぶ)	就労継続支援B 型・生活介護	10	厨房機器一 式	4,398,996	4,398,000
22	(福)静和会 (おおむらさき)	就労継続支援B 型, 就労移行支 援, 生活介護	10	パン製造機 器一式	34,650,000	33,915,000
23	(福)アンダンテ (ジョイジョイワークかりん)	就労継続支援B 型	20	パン製造機 器一式	16,905,000	16,905,000
23	(医)仁康会 (ワークハウスさくら草)	就労継続支援B 型	39	パン製造機 器一式	12,800,000	12,800,000

(3) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

平成21年度から23年度までに補助金の交付を受けた施設のうち、設備整備の内容がパン製造機器一式や厨房機器一式であるものについて、次の書類の提示を受け、確認した。

- ・ 整備計画協議書
- ・ 見積書
- ・ 補助金所要額調書

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 補助金交付決定通知書
- ・ 納品書, 請求書及び領収書
- ・ 検収調書
- ・ 補助金実績報告書
- ・ 補助金確定通知書

③ 監査の実施状況

提示を受けた書類に基づいて監査を行った。

(4) 監査の結果

① 大規模生産設備の範囲

大規模生産設備の定義は, 特に定められてはいないが, 一定規模以上の機械装置を指すと考えられる。監査の対象とした5施設が導入した設備の納品書により確認を行ったところ, その内容と金額から大規模生産設備であると認めがたい, すなわち, 通常の備品であると考えられるものが含まれていた。その一覧表を次に掲げる。

大規模生産設備であると認めがたい備品の一覧表

平成21年度

法人名 (事業所名)	品名	数量	金額(円)
(福)おおの福祉会 (ワークハウスアダージョ)	ラック	4	320,000
	成型作業台	1	250,000
	焼成台	1	120,000
	一般作業台	1	70,000
	ラベルプリンター	1	230,000
(福)ひとは福祉会 (就労センターあっぷ)	シール機	1	46,000

平成22年度

法人名	品名	数量	金額(円)
(福)静和会 (おおむらさき)	電磁調理器	1	332,000
	オートシーラー	1	150,000
	グッシエルフ 4段	1	55,200

第6 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金

スーパーエレクターシェルフ 4段	1	102,000
スーパーエレクターシェルフ 4段	2	180,000
スーパーエレクターシェルフ 4段	1	76,800
2槽シンク(双子)	1	196,000
1 槽シンク	1	61,000
取るミング(1 人用)	1	148,000
ジェットタオル	1	180,000
自動手指消毒器	1	170,000
移動式作業台(天板t3.0)	1	80,000
作業台(引出 3 個)	2	226,000
作業台	1	74,000
作業台(引出 3 個)	2	214,000
立形ラック(六取横差)	2	156,000
冷却ラック	3	435,000
厨房ペールキャスター付	10	88,000
防水・防塵デジタル台秤	2	226,000
CASデジタルはかり	2	30400
上皿秤はかり	2	128,000
ポケットダブルスケールハンディミニ	1	15,000
クッキングカット(合成ゴム)	3	378,000
クッキングカット(合成ゴム)茶色	1	126,000
フリーサイズばんじゅうドーリー	4	54,000
アカオ アルミ番重 大	32	188,800
アカオ アルミ番重蓋 大	32	137,600
特大ばんじゅうA	10	42,600
特大ばんじゅうB	20	74,600
特大ばんじゅう用蓋	10	17,600
蓋付食型2斤(セラミックコート)	100	360,000
軽量型6取プレス天板(フッ素加工)	20	80000
アンベラ 中細大	1	230
アンベラ 中細小	1	210
アンベラ 直大	1	280
アンベラ 直小	1	210
スケッパー 12cm	1	520
シリコンゴムベラ	1	2,500
ドレッジ 大 2pcs	1	940

第6 広島県障害者自立支援特別対策事業補助金

ドレヅジ 小 4pcs	10	740
フランスパンベニア6取りサイズ	10	20,000
パン生地マット三折り	1	35,400
天板ピール 150 cm	1	6,600
伸縮パイカッター5連	1	20,800
スライドスケール(10 マーク) 大	1	10,000
桜材めん棒尺	1	720
桜材めん棒5尺	1	1,200
PCメッシュローラー	2	1,300
木柄ピザカッター	2	1,160
シリコン塗り刷毛 L ブルー	1	2,800
ブライト 万能包丁	1	12,000
ミソノ ペティナイフ	2	6,300
カミソリ刃ホルダー①ホルダー	1	1,600
カミソリ刃ホルダー②両刃カミソリ	2	500
クロワッサンカッター 小	1	50,600
ピケローラー	1	2,920

平成 23 年度

法人名 (事業所名)	品名	数量	金額(円)
(医)仁康会 (ワークハウスさくら草)	冷蔵庫	1	270,000
	冷凍庫	1	290,000
	パンスライサー	1	110,000
(福)アンダンテ (ジョイジョイワークかりん)	メロマックスQ	2	78,800
	食器戸棚	1	80,600
	浄軟水器	3	108,600
	トンボラック	1	93,700
	二槽シンク	1	65,300
	作業台	2	58,600
	台下戸棚	2	115,200
	電気フライヤー	1	245,500
	台下戸棚	1	45,200
	一槽シンク	1	34,600
	作業台(移動式)	2	96,000
	パンスライサー	1	104,000

	ラベラー	1	252,000
	二槽シンク	1	45,000
	コーナー台	1	17,800
	卓上IH調理器	1	174,000
	引出付台下戸棚	1	56,700
	卓上電気フライヤー	1	266,000
	置台	1	23,000

② 納品書に記載されている品名と施工後の写真の差異

平成 21 年度に補助金の交付を受けた社会福祉法人ひとは福祉会の設備について、県に提出された設備の写真の中に、納品書には記載されていない設備「フード新設」「手洗器」の写真が含まれている。県の担当者に確認したところ、この二つの設備は別契約によるものであり、代金は補助金対象設備の納入業者に対する支払額には含まれていないとの回答を得た。一連の補助金対象設備の写真の中に補助金とは無関係の設備の写真が入っていることは県による審査が不適正であったことを示すものである。県は、審査段階で、写真の差し替えを指示するなどの指導を行うべきであった。

④ 消耗品の定義

大規模生産設備整備に関する県の要領によると、留意事項のひとつとして「設備の設置により発生が見込まれる消耗品の購入に要する費用は補助対象外となります。」とある。この「発生が見込まれる消耗品」の範囲にどのようなものが含まれるか明記されていない。県の担当者に確認したところ、材料等を指すとの回答を得た。

県の担当者は「大規模な生産設備に付随した器具であれば、補助対象として認めてよいという厚生労働省の見解に沿ったものである。」と主張するが、「付随した器具」とはその部品がなければ機器を動かすことができないものと考えべきであり、平成 22 年度に補助金の交付を受けた社会福祉法人静和会の設備に含まれている単価 210 円のアンベラ、単価 720 円のめん棒、単価 8,800 円の厨房ペールキャスター付等はそれらがなければ機器が動かせないという性格のものではなく、一般的に消耗品であると認められる。複数の施設で導入されている棚やシンク等についても同様である。したがってこのような備品が補助金の対象とされたのは不適切である。

④ 工賃

工賃(賃金)平均月額

(単位:円)

法人名 (事業所名)	設備導入 年度	21年度	22年度	23年度
(福)おおの福祉会 (ワークハウスアダージョ)	21年度	18,277	22,902	25,211
(福)ひとは福祉会 (就労センターあっふ)	21年度	12,562	12,326	13,784
(福)静和会 (おおむらさき)	22年度	22,931	23,172	16,481
(福)アンダンテ (ジョイジョイワークかりん)	23年度	4,937	5,721	7,423
(医)仁康会 (ワークハウスさくら草)	23年度	15,279	18,051	20,281

(参考) 障害者自立支援大規模生産設備に対する補助金について

以下は、県健康福祉局の担当者に対する聞き取りによりまとめたものである。

問1	大規模生産設備の定義・基準は。
答	定義を明文化したものはない。国からも具体的に示されたものもない。
問2	補助基準を要綱で定めているが、実務を行っていく上で大規模生産設備に該当するかどうかをどのような判断基準で行っているのか。
答	大規模生産設備に係る補助金は、あくまで「 <u>工賃引き上げ</u> 」が前提にあるので、設備投資等が結果的に工賃増加に結び付く事業計画であれば該当することとなる。
問3	その設備投資等により工賃増加が見込まれるかどうかの判断は、誰がどのような基準で行っているのか。
答	実務上、経営手法導入支援による <u>経営コンサルタントの提言</u> により判断しているのが現状である。
問4	そうすると、例えば、同じ機器等で「備品整備」に該当する場合と「大規模生産設備」に該当する場合も起こりうるのか。
答	そのような場合もあるかと思う。

問5	既存設備の更新でも大規模生産設備の対象となるのか。
答	大規模生産設備は、新設或いは更新で対象となるかどうかではなく、工賃増加である。したがって、 <u>既存設備の更新でも、工賃増加になるという判断になれば、該当することになる。</u> ただ、一般的には什器備品の単体のみを更新したような場合は、それが工賃増加に繋がらないと判断されるので、大規模生産設備には該当しない。
問6	他の自治体では、金額基準を定めたところもあるが、広島県は定めているか。
答	広島県においては、金額基準は定めていない。

(5) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 工賃

5件のうち4件で工賃が向上しており設備導入の成果が上がっていることが認められる。工賃が下がっている(福)静和会では大規模生産設備に該当しないと思われる物品が多数補助の対象となっており、設備を導入した意義があったとは言い難いと思われる。広島県は補助金を交付した施設の工賃が増加したか否かの効果測定を行うとともに増加が実現していない施設に対して指導を行うべきである。

② 金額基準

広島県では設備の導入につき、金額基準が定められていないとのことであるが、ある程度の基準は必要であると思われる。たとえば、(福)静和会で補助金により購入されたアンベラやめん棒などは他の施設でも必要になるものだと思われ、施設により内容に大きな差異があるのはあえて補助の対象としなかった施設にとり不公平であると認められるからである。

他の県、たとえば北海道では、大規模生産設備整備の要件として1品目又は一式が50万円以上の備品又は設備で、かつ、全体の補助対象経費の総額が500万円を超えるものという基準、工賃の改善効果が月3,000円以上であることなど条件が具体的に定められている。このような基準を設けることにより、施設により生ずる不公平が解消され、工賃の向上に寄与することができると思われる。

第7 広島県介護職員処遇改善等基金補助金

1 沿革及び概要

(1) 沿革

- ① 国は平成 21 年に「介護分野の緊急経済対策」として介護人材の確保を含めた基盤整備を行うため、各都道府県に介護職員処遇改善等臨時特例交付金を創設した。また、同年「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」が通知された。
- ② 広島県はこれに対応して広島県介護職員処遇改善基金条例及び広島県介護職員処遇改善等基金を造設し、広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱及び小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱を定め、介護事業者等への交付金等の事業を実施した。
- ③ 交付金の対象期間は平成 21 年 12 月から平成 24 年 5 月までの間の支払分で、その後は平成 24 年度の介護報酬改定による介護職員処遇改善加算に移行した。

(2) 概要

この制度は介護事業者の介護職員処遇改善の申請に基づき、一定の要件を満たす事業者の介護サービスの提供に係る介護報酬に、サービス区分別の一定の交付率を乗じた金額を交付している。

なお、この制度は介護職員の処遇改善による賃金格差の改善、今後の介護需要の急増に対応した介護人材の確保等が目的である。

(3) 広島県の介護保険施設の状況

平成23年4月1日現在

老人保健 福祉圏域	指定介護老人福祉施設		介護老人保健施設		指定介護療養型医療施設		合計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
広島	62	3,917	36	3,117	33	1,664	131	8,698
広島西	6	404	5	476	4	218	15	1,098
広島中央	14	895	10	731	7	244	31	1,870
呉	18	1,300	15	1,134	11	332	44	2,766
尾三	18	1,057	13	1,116	10	367	41	2,540
福山・府中	29	1,766	18	1,390	17	363	64	3,519
備北	16	757	7	477	3	95	26	1,329
合計	163	10,096	104	8,441	85	3,283	352	21,820

(4) 広島県の介護職員処遇改善交付金事業について

① 年度別事業規模について

年 度	対象事業所数	申請事業所数	申請率	交付金支給額
平成23年度	2,885	2,586	89%	3,963,195 千円
平成22年度	2,511	2,225	89%	3,767,161 千円
平成21年度	2,497	2,156	86%	1,199,653 千円

A 申請状況について

毎年大部分の県内事業所から申請があり、制度の目的・趣旨に沿った事業が実施されたと考える。また、申請率は、厚生労働省の調査結果((5)①)に近い申請率(86.7%)となっている。

B 不申請理由について

毎年 10%程度の事業所では申請していない現状がある。その理由として下記のことが考えられる。

- ・一部の職員のみを対象にしていることから、内部での不平等の発生や経営への負担(例 非対象者への支給)を考慮しての判断
- ・小規模事業所では、補助金申請に係る業務が煩雑となること
- ・補助金申請の要件を満たしていないこと
- ・その他

いずれにしても、この事業は介護職員の確保の必要性が背景にあって、多くの事業所の参加を得たと考えられる。

② 年度別改善計画と実績について(事業者別支給明細表より集計)

(単位:千円)

	A	B	C	D	E	F
年 度	交付金 見込額	賃金改善 所要 見込額	交付金 受給額 (実績)	賃 金 改善実施 額(実績)	*自主 改善額	要返還額
平成 23 年度	3,875,049	4,319,776	3,973,448	4,575,129	609,114	7,433
平成 22 年度	3,595,641	3,872,909	3,752,331	4,134,435	394,637	12,533
平成 21 年度	1,224,913	1,320,302	1,197,042	1,431,966	248,767	13,843

* 自主改善額(交付金に基づかない賃金改善額) $E = D - (C - F)$

A 計画と実績について

上記 3 年間についてみると交付金と賃金改善額の実績は計画以上となっている。また、返還された金額も少額であり、自己資金による改善(自主改善)も実施されており、交付金の支給は、賃金改善の重要な原資となり、介護職員等への待遇改善効果はあったと考えられる。しかし、大部分は交付金に依存しており事業者の負担能力には限界があると思われる。

③ 介護職員処遇改善交付金事業の効果分析

(「介護職員処遇改善交付金による平成 21-23 年度の賃金改善状況」についてより)

年 度	対象人員 (常勤換算)	賃金改善総額	介護職員 1 人当たり改善額	賃金改善後平均賃 金額(月額)
平成 23 年度	25,452 人	4,554,469 千円	14,912 円	229,949 円
平成 22 年度	23,878 人	4,154,475 千円	14,499 円	231,047 円
平成 21 年度	22,429 人	1,434,659 千円	15,990 円	230,349 円

上記3年間の交付金事業の効果は、想定した一人当たり15,000円前後の改善効果となっている。しかし、あくまで平均値であり、正社員と非正規社員、賃金改善の方法、年齢、勤続年数及び職位等により個人への改善効果は異なる。

この事業は、税金の投入による特定職種の賃金改善政策であり、本来は、労使協定や労働市場に任せることが原則であるが、緊急性・必要性等から政策的に実施された事業である。

この事業終了後、平成24年度からは介護保険法の改正により、処遇改善交付金相当分を介護報酬に含めることとされ、(平成26年までの間に限り)介護職員の処遇改善の政策が継続されている。

(5) 厚生労働省社会保障審議会の状況

(介護給付費分科会(平成22年12月24日第70回資料より))

平成22年度介護職員処遇状況等の調査結果

① 介護職員処遇改善交付金の申請状況

区 分	割 合
申請事業所	86.7%
未申請事業所	13.3%
合 計	100%

全体としての申請状況は上記のとおりであるが、例えば、介護療養型医療施設において申請が低い(51.6%)のは、交付金の対象でない医療施設があるためと考えられる。

② 介護職員処遇改善交付金の影響による賃金改善額(月額)

(単位:円)

職 種 区 分		平成21年6月	平成22年6月	増 減 額
介 護 職 員		241,520	256,680	15,160
介 護 職 員 以 外	看 護 職 員	342,040	350,540	8,500
	生 活 相 談 員 等	301,320	313,560	12,240
	理 学 療 法 士 等	368,840	379,180	10,340
	介 護 支 援 専 門 員	326,880	337,880	11,000

介護職員については、所定の処遇改善効果が見られるが、交付金対象外の介護職員以外の給与も連動して増加しているのは、介護職との兼任、介護報酬の改訂(平成21年4月)、労働市場の需給状況、事業者の経営判断等によると思われる。

したがって、介護職員の処遇改善は、各種の要因によって増加しているが、最大の要因として交付金の支給が考えられる。

③ 給与等の引き上げ状況

A 給与の引き上げ状況

給与等の引き上げ	一年以内の 引き上げ予定	今後の 引き上げ予定なし	その他
74.8%	6.6%	12.4%	3.8%

大部分の事業者は、給与等の引き上げで対応している。

B 給与の引き上げ方法(複数回答)

給与表の改定	定期昇給	各種手当	賞与支給	その他
15.1%	62.7%	44.6%	21.8%	5.9%

給与の引き上げ方法として、今後の経営にも影響する定期昇給や各種手当の引き上げが多いが、給与表(テーブル)の改定で対応している事業者もある。交付金の性格から賞与として一時金対応している事業者もある。

以上の全国の場合に対して、広島県の場合、一時金が 63.7%、給与と一時金が 33.9%で、圧倒的に一時金で対応している。したがって、給与水準の恒久的改善にはつながっていない。

2 サンキ・ウエルビィ株式会社 個別報告書

(1) 監査の対象

広島県介護職員処遇改善等基金補助金の執行状況について

(2) 会社概要

- ① 会社名 サンキ・ウエルビィ株式会社
- ② 所在地
所在地 広島市西区商工センター6丁目1番11号
電話番号 082-270-2266
- ③ 資本金 5,000万円
- ④ 設立日 平成12年3月1日
- ⑤ 従業員数 1,745名(平成24年3月現在)
- ⑥ 事業内容 介護サービス全般
- ⑦ 事業所 広島県, 岡山県, 山口県, 島根県
- ⑧ 親会社 株式会社サンキ(当社の100%株式保有)
株式会社スズケン(株式会社サンキの親会社)

(3) 受取補助金

年 度	金 額
平成23年度	46,983,714円
平成22年度	42,886,813円
平成21年度	13,766,760円

(4) 監査の実施状況

- ① 監査に際し確認した主な書類
- ・ 介護職員処遇改善交付金対象事業所承認申請書及び実績報告書
 - ・ 事業報告及び決算報告書
 - ・ 計算書類及び計算書類に係る附属明細書
 - ・ 法人事業概況説明書
 - ・ 就業規則, 給与規定及び有期雇用社員就業規則

- ・ 組織表, 社員名簿及び部署別配置人員表
- ・ 賃金台帳, 年末調整一覧表及び給与支払報告書(源泉徴収票)
- ・ 個人別賃金改善実績表及び個人別給与賃金支給実績表
- ・ 管理部通達文書及び補助科目別推移表等

② 監査の実施状況

平成24年7月11日, サンキ・ウエルビィ(株)に臨場の上, 提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて, 広島県介護職員処遇改善交付金等事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

① 監査要点

- ・ 補助対象の採択は適正であったか
- ・ 補助基準は統一され, 公平に執行されているか
- ・ 補助金の執行は規程に基づいて処理されているか
- ・ 検査は適正にされているか
- ・ 補助金の目的は達成されたか

② 監査手続

- ・ 処遇改善の方針の公表や就業規則・給与規程の改正内容の検討
- ・ 処遇改善事業の対象者と非対象者の区分の認識の確認
- ・ 処遇改善金額の多額な者をサンプル抽出し, 支給状況の確認
- ・ 処遇改善効果と認識している支給項目及び金額について個別の検証
- ・ 賃金台帳の年間支給額と給与支払報告書の給与支給金額の照合確認

③ 結論

- ・ 補助対象の要件は満たしていることを確認した。
- ・ 補助基準に合致して交付されていることを確認した。
- ・ 補助金の執行は交付要綱等に基づいて処理されていることを確認した。
- ・ 実績報告書等の検査は適正に実施されていることを確認した。
- ・ 補助金の目的は達成されたことを確認した。

④ 処遇改善計画及び実績

サンキ・ウエルビィ(株)から提出された平成23年度介護職員処遇改善計画書及び同実績報告書によると, 次のとおりであり, 職員3,387.6人(常勤換算人員)について, 一人当たり月額15,143円の賃金改善実績が認められる。

(単位:円)

項 目	計 画	実 績
基本給・業績給	常勤換算単価 12,715 円に含める	4,861,336
時給単価改定		5,932,061
資格手当		1,212,183
業務手当		3,260,320
土日祝(割増手当)	別途, 手当として支給	8,493,174
早朝・夜間手当	別途, 手当として支給	1,544,948
移動時間手当		95,463
通勤・移動交通費, 駐車場補助		3,010,652
研修手当		4,865,331
賞与改定		11,414,415
法定福利費		359,541
一時金	9月, 1月, 4月支給	6,305,814
賃金改善額の総額	見込み額 43,270,748	51,301,238
他県の事業所が交付を受けた交付金を原資とした改善額		4,317,346
1人当たり賃金改善額	月額	15,143

当社は、旧コムスの事業を継承しており、平成21年4月より当社の給与体系に統一している。この結果、旧コムスの職員が当社の各種手当等の支給基準の対象となり、計画以外の支給となっている。

処遇改善事業は、平成21年3月を基準として比較増減で算定していることから、この制度変更の影響が一部反映した実績となっている。

⑤ 処遇改善計画の実施状況の検証

A 実績報告書の検証

a 受取補助金

受取補助金について、補助金科目別推移表を確認した結果、適正と認められた。

b 賃金改善額

賃金改善額の各年度の金額は次のとおりであり、会社作成資料を確認した結果、適正と認められた。

年 度	金 額	検証方法及び結果
平成 23 年度	51,301,238 円	会社作成個人別賃金改善実績により確認した。
平成 22 年度	40,166,253 円	会社作成賃金改善実績内訳書により確認した。
平成 21 年度	12,355,740 円	会社作成賃金改善内訳により確認した。

B サンプル抽出者の検証

平成 23 年度個人別賃金改善実績より改善効果が高い社員 9 名抽出し、支給明細書から支給状況の確認を行った。確認を実施した 9 名のうち 3 名の処遇改善実績は次のとおり賃金改善が認められ、他の 6 名についても同様に賃金改善が認められた。

平成 23 年度 年間賃金改善額

(単位:円)

個人略称		A	B	C
所属及び職務		三次・介護職員	中央・介護職員	安芸・介護職員
賃 金 改 善 額	基本給加算	31,605	20,715	299,354
	土日祝割増	73,412	105,603	0
	業務手当	0	0	60,000
	移動時間手当	18,410	0	0
	早朝・夜間手当	10,600	39,000	0
	資格手当	0	15,330	0
	交通費精算	248,130	0	0
	小 計	382,157	180,648	359,354
	一時金	64,770	85,813	86,896
	労災・雇用保険	4,410	2,085	4,147
	合 計	451,337	268,546	450,397
上記の 内 訳	介護職員改善	341,417	174,358	327,151
	障害者自立支援	109,920	94,188	123,246

C 決算書の数値確認

受取補助金収入

(単位:円)

年 度	広島県 *1	その他の県	小計(処遇 改善事業)	障 害 者 自立支援	合 計 *2
平成 23 年度	46,983,714	58,703,335	105,687,049	56,193,048	161,880,097
平成 22 年度	42,886,813	49,281,826	92,168,639	56,822,126	148,990,765
平成 21 年度	13,766,760	15,403,928	29,170,688	18,441,287	47,611,975

補助金収入については、損益計算書の収入計上額(*2)及び実績報告書の入金額(広島県*1)と一致している。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

当社の場合、旧コムスン事業の継承と給与体系の統一が、今回の介護職員処遇改善事業と重なり、効果的な時機に実施できたと思われる。その内容は、給与や各種手当の改定等多岐にわたり、給与体系の統一を図っている。

地元の業界大手事業者として、今後、介護事業の発展に貢献されることを望みたい。

3 社会福祉法人優輝福社会 個別報告書

(1) 監査の対象

広島県介護職員処遇改善等基金補助金の執行状況について

(2) 施設概要

- ① 法人名 社会福祉法人 優輝福社会
- ② 理事長 熊原 保
- ③ 所在地 庄原市総領町中領家 476 番地
- ④ 設立認可 平成 2 年 12 月 4 日
- ⑤ 従業員数 126 人(正規 82 人, 非常勤 44 人)
- ⑥ 事業内容 介護サービス全般
- ⑦ 事業所 広島県(庄原市, 三次市)

(3) 受取補助金

年 度	金 額
平成 23 年度	23,269,856 円
平成 22 年度	20,216,457 円
平成 21 年度	6,193,754 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 介護職員処遇改善実績報告書フェイスシート(※)
- (※)フェイスシート・・・個人の調査票において、個人の性、年齢、学歴など個人情報に関する項目の部分をいう。
- ・ 賃金改善実績表
- ・ 月別勤怠支給控除一覧表
- ・ 就業規則、組織表、通達文書、給与明細、決算書等

② 監査の実施状況

平成 24 年 7 月 24 日及び 25 日、(福)優輝福社会に臨場の上、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、広島県介護職員処遇改善交付金等事業に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

① 監査要点

- ・ 補助対象の採択は適正であるか
- ・ 補助基準は統一され、公平に執行されているか
- ・ 補助金の執行は規程に基づいて処理されているか
- ・ 検査は適正にされているか
- ・ 補助金の目的は達成されたか

② 監査手続

- ・ 処遇改善の方針の公表や就業規則・給与規程の改正内容の検討
- ・ 処遇改善事業の対象者と非対象者の区分の認識の確認
- ・ 処遇改善金額の対象者及び非対象者数名を抽出しての支給状況の把握
- ・ 処遇改善効果と認識している支給項目及び金額についての個別の検証
- ・ 抽出者の給与支給額の確認

③ 結論

- ・ 補助対象の要件は満たしていることを確認した。
- ・ 補助基準に合致して交付されていることを確認した。
- ・ 補助金の執行は交付要綱等に基づいて処理されていることを確認した。
- ・ 実績報告書に一部修正があったが、その他は適正であり、検査は適正に実施されていることを確認した。
- ・ 補助金の目的は達成されたことを確認した。

④ 処遇改善計画及び実績

(福)優輝福祉会から提出された平成23年度介護職員処遇改善計画書及び同実績報告書によると、職員1,572人(常勤換算人員)について、1人当たり月額15,033円の賃金改善実績が認められる。

(単位:円)

改善内容	職員区分	改善計画		実績
夜勤手当	正規職員	3,000円から5,000円に増額		7,992,000
	非常勤職員	2,000円支給開始		1,572,000
一時金	正規職員	1人当たり1万円～5万円支給		10,000,000
	非常勤職員	1人当たり1.5万円支給		1,333,000
法定福利費				2,735,835
賃金改善額の総額		見込み額	20,137,730	23,632,835
1人当たり賃金改善額		月額		15,033

⑤ 処遇改善計画の実施状況の検証

A 実績報告書

a 受取補助金

受取補助金について、補助金収入明細表の集計表を確認した結果、適正と認められた。

b 賃金改善額

年 度	金 額	検証方法及び結果
平成 23 年度	23,632,835 円	未確認(支給対象者の月別勤怠支給控除一覧表がないため)
平成 22 年度	23,431,532 円	処遇改善助成金は支給対象者の月別勤怠支給控除一覧表により確認したが実績報告書と 1 万円の差異があり修正報告を依頼した。夜勤手当については対象者の支給回数の集計表で確認した。
平成 21 年度	7,102,050 円	処遇改善助成金は支給対象者の月別勤怠支給控除一覧表により確認した。夜勤手当については詳細な検討は困難で同表の支給総額の内数を確認した。

B サンプル抽出者の検証

給与明細より任意に社員 4 名を抽出し、支給明細から支給状況の確認を行った結果、処遇改善実績は、次のとおりであり、賃金改善が認められた。

(単位:円)

個人略称	職 務	給与区分	平成 21 年 3 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月
A	介護職員	夜勤手当	15,000	20,000 (単価改訂)	20,000 (単価改訂)	20,000 (単価改訂)
		処遇改善助成金			120,000 (一時金支給)	100,000 (一時金支給)
B	兼務者 (生活指導・介護)	夜勤手当	15,000	30,000 (単価改訂)	20,000 (単価改訂)	25,000 (単価改訂)
		処遇改善助成金			120,000 (一時金支給)	100,000 (一時金支給)

C	事務職	処遇改善 助成金			120,000 (一時金支給)	100,000 (一時金支給)
D	管理者	処遇改善 助成金			120,000 (一時金支給)	100,000 (一時金支給)

交付金の支給対象者以外の事務職及び管理職に対しても処遇改善助成金として一時金を支給している。

C 決算書の数値確認

補助金収入明細書によると、介護職員処遇改善以外に地元自治体(庄原市,三次市)等から各種の補助金を受けており、数値確認はできなかった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 社会福祉法人の間接部門の要員の確保の必要性について

社会福祉法人を取り巻く環境の変化への対応の一つとして、管理部門の強化が求められている。行政や介護保険等への対応には、管理部門における専門家の要請が急務である。例えば、経理部門においても内部統制上最低必要な業務と人員があり、法人内での養成が必要である。

一般的に、特定の人への特定業務の全面依存は、大きいリスク(例 不正の温床)にもなることから、組織防衛や事業継続の観点から、余裕のある人員の確保と継続的な社内教育の実施が必要である。また、法人内のキャリアパス(※)として、間接業務の経験を制度として定着させてもらいたい。

(※) キャリアパス・・・企業内での昇進等を可能とする職務経歴

② 経理部門の体制強化について

今回のように当法人が広島県に提出した資料について、監査や調査の有無にかかわらず報告書記載金額の根拠となる資料の整備が必要であるが、一部の資料について整備されておらず検証できなかった。

一般的に、社会福祉法人は、公益事業中心のため監査や税務調査等が実施されることが少なく、第三者への対応の準備体制が十分ではないと思われる。したがって、法人内での経理業務の重要性は高くないと思われるが、経営管理者に対する情報提供機能、外部関係者に対する経営内容公開等も要請されており、新会計基準の導入予定もあることから、経理関係部門の今後の充実強化をお願いしたい。